

別添（第1条関係）

気象観測装置点検業務実施要領

1 目的

伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、伊予市、内子町及び宇和島市に設置している気象観測装置について、「9 準拠基準等」に示す用途・機能等を維持することを目的とする。

2 対象機器

別紙1のとおり

3 設置場所

別紙2のとおり

4 点検概要

委託業務は、次により行うこととし、その範囲及び詳細は、別紙3「気象観測装置点検表」のとおり実施すること。なお、別紙点検表は点検項目の概要を示すものであることから、各点検項目の詳細な報告様式については、実施計画書に添付すること。

(1) 愛媛県モニタリングステーション（九町越局）

○点検 年1回

○部品交換

① 感雨雪計発信器用傘部 1式

(2) 愛媛県モニタリングポスト（伊方越局、湊浦局、川永田局、九町局、大成局、豊之浦局、加周局）

○点検 年1回

○部品交換

① 感雨雪計発信器用傘部 7式

(3) 愛媛県モニタリングポスト（三崎局、双岩局、真穴局、長浜局、柴局、平野局、三瓶局、野村局、明浜局、下灘局、内子局、吉田局）

○点検 年1回

5 点検条件

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 点検に使用する測定機器等は必要に応じ校正済み品を使用する等により点検の精度を確保すること。なお、これらは全て受託者で準備すること。
- (3) 点検に伴い交換が必要となる部品や軽微な消耗品の交換は本点検に含むものとする。
- (4) 作業終了時には、各種設定値を確認するとともに、正常動作を確認すること。
- (5) 点検作業により発生した不用品は受託者で適正に処分すること。
- (6) 点検状況の写真を撮影し、実施報告書に含めること。
なお、部品交換においては、交換前後の写真を撮影すること。
- (7) 点検内容に疑義が生じた場合は、当センターの監督職員へ確認すること。

6 報告

受託者は、点検結果を別紙3「気象観測装置点検表」の内容を満たした点検表により報告すること。

7 不具合への対応

- (1) 受託者は、当センターから本契約の対象機器について、不具合発生時の連絡（夜間及び土・日曜日その他の休日を除く平日昼間の時間帯に限る）があった場合は、当センター職員が実施する復旧作業等への技術的助言を行うものとする。
- (2) 前項における作業により不具合が復旧せず、当センターから調査及び修理等の依頼があった場合は、受託者はこれに誠実に対応するものとする。ただし、これに要する費用については、別途、契約の締結または文書により合意したうえで実施するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の期間は、本業務終了後も当該年度内は継続するものとする。

8 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。

9 準拠基準等

- 平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
（令和3年12月 原子力規制庁監視情報課）
- 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
（令和3年12月 原子力規制庁監視情報課）
- 気象業務法
- 日本産業規格（JIS）
- 日本電気工業会規格（JEM）
- その他必要な規格・基準等

別紙 1

対象機器一覧

(1) 愛媛県モニタリングステーション（九町越局）

測定装置	機器名	型式	メーカー	数量
風向風速計	発信器	WS-BN6	ANEOS株式会社	1
	変換器	WC-5022	㈱小笠原計器製作所	1
温度計	発信器	TC-341C-1	㈱小笠原計器製作所	1
湿度計	発信器	HS-501	㈱小笠原計器製作所	1
雨量計	発信器	RS-102-N1	㈱小笠原計器製作所	1
気圧計	発信器	BS-700	㈱小笠原計器製作所	1
上記4項目共通	変換器	AC-5025	㈱小笠原計器製作所	1
感雨雪計	発信器	NS-131	㈱小笠原計器製作所	1
	変換器	NC-1021	㈱小笠原計器製作所	1
放射収支計	発信器	P-MF-11	㈱小笠原計器製作所	1
日射計	発信器	MS-402F	英弘精機株式会社	1
上記2項目共通	変換器	SC-7022	㈱小笠原計器製作所	1

(2) 愛媛県モニタリングポスト（伊方越局、湊浦局、川永田局、九町局、大成局、豊之浦局、加周局）

測定装置	機器名	型式	メーカー	数量
感雨雪計	発信器	NS-131	㈱小笠原計器製作所	7
	変換器	NC-1021	㈱小笠原計器製作所	7

(3) 愛媛県モニタリングポスト（三崎局、双岩局、真穴局、長浜局、柴局、平野局、三瓶局、野村局、明浜局、下灘局、内子局、吉田局）

測定装置	機器名	型式	メーカー	数量
風向風速計	発信器	WS-BN6	ANEOS株式会社	12
感雨雪計	発信器	NS-131	ANEOS株式会社	12
上記2項目 共通	変換器	CK5100	ANEOS株式会社	12
	記録計	KR2160MN7A	チノ一株式会社	12

別紙 2

設置場所一覧及び数量

局舎名	住 所	風向風速計	感雨雪計	他 6 項目
九町越	西宇和郡伊方町九町字東風脇3番耕地204番地	1	1	各 1
伊方越	西宇和郡伊方町伊方越1166番地		1	
湊 浦	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1		1	
川永田	西宇和郡伊方町川永田甲1132番地		1	
九 町	西宇和郡伊方町九町1番耕地1800番地6		1	
大 成	西宇和郡伊方町二見乙179番地3		1	
豊之浦	西宇和郡伊方町豊之浦800番地2		1	
加 周	西宇和郡伊方町二見甲1310番地1		1	
三 崎	西宇和郡伊方町正野1259番地	1	1	
双 岩	八幡浜市若山9番耕地169	1	1	
真 穴	八幡浜市真網代戊162番地	1	1	
長 浜	大洲市長浜甲785番地	1	1	
柴	大洲市柴甲1402番地3	1	1	
平 野	大洲市平野町野田乙1651番地	1	1	
三 瓶	西予市三瓶町有太刀16番地	1	1	
野 村	西予市野村町野村 8 号177番地1	1	1	
明 浜	西予市明浜町高山甲461番地1	1	1	
下 灘	伊予市双海町串甲232番地1	1	1	
内 子	喜多郡内子町平岡甲168番地	1	1	
吉 田	宇和島市吉田町沖村甲2748番地3	1	1	

別紙 3

気象観測装置点検表

1 愛媛県モニタリングステーション（九町越局）

1-1 風向風速計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F 発信器性能確認	プロペラ及び尾翼回線状況、風速ゼロ点確認等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-2 温度計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F 発信器性能確認	基準温度計（アスマン式）との比較検査等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-3 湿度計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F 発信器性能確認	基準湿度計（アスマン式）との比較検査等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-4 雨量計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	発信器より入力を行い、各測定値を確認	
E テレメータ出力	発信器より入力を行い、各測定値を確認	
F 発信器性能確認	基準入力による精度試験等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-5 気圧計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F 発信器性能確認	基準気圧計による比較試験等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-6 感雨雪計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	出力電圧確認	
E テレメータ出力	接点出力確認	
F 発信器性能確認	接点出力確認及びヒーター動作確認等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-7 日射計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F 発信器性能確認	基準日射計による比較試験等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

1-8 放射収支計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 消耗品の交換	ポリドーム等を必要に応じて交換	
E 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
G 発信器性能確認	基準放射収支計による比較試験等	
H 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
I 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
J 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

2 愛媛県モニタリングポスト

（伊方越局、湊浦局、川永田局、九町局、大成局、豊之浦局、加周局）

2-1 感雨雪計（発信器・変換器）

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器のスイッチの作動状況確認	
D 変換器性能確認	出力電圧確認	
E テレメータ出力	接点出力確認	
F 発信器性能確認	接点出力確認及びヒーター動作確認等	
G 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
H 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
I 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

3 愛媛県モニタリングポスト

(三崎局、双岩局、真穴局、長浜局、柴局、平野局、三瓶局、野村局、明浜局、下灘局、内子局、吉田局)

3-1 感雨雪計 (発信器・変換器・記録計)

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器及び記録計のスイッチの作動状況確認	
D 記録計精度検査	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E 変換器性能確認	出力電圧確認	
F テレメータ出力	接点出力確認	
G 発信器性能確認	接点出力確認及びヒーター動作確認等	
H 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
I 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
J 記録計機能確認	表示、トレンド、バックアップ、時刻同期等	
K 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	

3-2 風向風速計 (発信器・変換器・記録計)

点検項目	内容・基準	結果
A 外観点検	機能に影響を及ぼす損傷がないか確認	
B 各部清掃	盤内等の塵を取り除き、各コネクタ等の清掃	
C 各部のスイッチ	変換器及び記録計のスイッチの作動状況確認	
D 記録計精度検査	入力信号を変化させ各測定値を確認	
E 変換器性能確認	入力信号を変化させ各測定値を確認	
F テレメータ出力	入力信号を変化させ各測定値を確認	
G 発信器性能確認	プロペラ及び尾翼回線状況、風速ゼロ点確認等	
H 絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	
I 電源電圧確認	各機器の電源電圧測定	
J 記録計機能確認	表示、トレンド、バックアップ、時刻同期等	
K 総合動作確認	上記確認後、運用状態での動作確認	